

地下鉄駅構内アイス自動販売機等設置者 公募要項

一般財団法人東京都営交通協力会では、都営地下鉄駅構内において、以下のとおりアイス自動販売機等の設置予定者を募集します。

なお、この公募要項内において、設置予定者は「設置者」、一般財団法人東京都営交通協力会は「協力会」、東京都交通局は「交通局」と記載します。

第1 公募の概要

1 設置場所

都営地下鉄駅構内…設置位置参考図面 (別紙1-1)を参照してください。

線名	駅名	設置箇所
都営新宿線	馬喰横山駅	B1F コンコース

※各種の許認可関係により設置位置を予定駅構内で調整または設置が不可能となる場合がございます。あらかじめ御了承ください。

2 募集機器

アイス自動販売機等

設置位置参考図面 (別紙1-1) に記載の寸法にご注意ください。

- (1) 外観は、白色を基本とします。
- (2) ノンフロン対応やヒートポンプ方式等、省電力及び環境に十分配慮した機種とします。
- (3) 自動販売機の操作方法や商品内容等について、多言語表記に対応したものとします。
- (4) PASMO 電子マネー対応機とします。
- (5) 自動販売機ごとに積算電力量計を設置していただきます。
- (6) 使用済み容器回収ボックスは原則としてシースルーを基本として設置していただきます。
- (7) 販売品目は、アイスクリーム類及び氷菓とします。

3 設置までの主なスケジュール

応募書類の受付	2025年8月18日(月曜日) 必着
▼	
設置者の決定	2025年8月下旬頃 採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。
▼	
設置図面作成 行政財産使用許可申請	2025年8月下旬以降 設置者が詳細図面を作成します。 協力会が交通局に対し行政財産使用許可申請手続きを行います。
▼	
道路占用許可申請 業務委託契約締結	2025年8月下旬頃 協力会が道路管理者に対し、道路占用許可申請手続きを行います。 協力会と設置者との間で業務委託契約を締結します。
▼	

設置工事	2025年9月中旬以降 設置者により設置工事を行います。 ※日程は要調整
------	---

第2 応募資格・条件

1 応募資格（応募者の条件）

以下の(1)～(7)を満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続の開始がされている、又は手形取引停止処分がなされている状況を言う。）にない者であること。
- (3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号から同条第5号に規定する者でないこと。
- (4) 国税（法人税）及び都税（法人事業税）の滞納がないこと。
- (5) 良質な商品及びサービスを安定して提供できる能力と実績を有する者であること。
- (6) 過去に複数年にわたり、都内の地下駅構内において自動販売機によるアイス自動販売に関する業務を健全に運営している者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない者や、社会的信用を損なう行為をしていない者であること。

2 契約条件

(1) 契約方法

設置者と協会の契約は、協会が交通局から行政財産使用の許可を得て行う自動販売機によるアイス自動販売に関する業務を、専門的なノウハウを持てる立場で受託する形態となります。設置者決定後、協会との間で『業務委託契約書』を締結します。

なお、設置者は、本場所における業務委託が借地借家法の適用を受けるものでないことを確認し、同法に基づく権利の主張または異議を申し立てないものとします。

(2) 契約期間

初回契約期間は2026年3月31日までとします。ただし、初回契約期間中の契約解除は認めないものとします。また、初回契約期間終了後は年度ごとに契約更新を行います。運営状況や営業実績等を評価し、評価が低い場合は協会の判断により契約更新を行わない場合があります。

3 費用負担

機器の設置及び運営に関して、以下の費用を負担していただきます。

- (1) 自動販売機の設置にかかる全ての費用（設置費、電源・配線工事費【下表参照】、商品補充にかかる費用、使用済み容器の回収ボックス設置費、使用済み容器の回収費、撤去・移設時の費用、自動販売機の損害・盗難事故その他異常時における処置費等）

なお、電源・配線工事は、駅構内に精通した協会が指定する業者にて施工していただきます。

電源・配線工事概算額表

駅名	工事概算額(税込)
馬喰横山駅	500,000円

(2) 営業料（提案額）

「第3 応募手続き」の提案内容によりお支払いいただきます。

(3) 道路占用料

下表を参照してください。（条例等の改正により金額が変わる場合があります。）

支払い開始時期は、道路占用許可開始日が属する月とし、初回は年度末までの占用料を一括払いで御負担いただきます。以後、年度ごとに占用料を協会の請求に基づき御負担いただきます。

なお、契約を途中解除した場合でも、残期間の道路占用料をお支払いいただきます。

駅名	道路管理者	道路占用料(2025年度)
馬喰横山駅	中央区	142,100円・m ² /年

(4) 光熱水費

実使用量に基づき、御負担いただきます。

(5) PASMO（パスモ）電子マネー関係費用

設置する機器は、東京都交通局のPASMO電子マネー対応機としていただきます。

具体的には、以下の対応をお願いします。

ア) 交通局とPASMO電子マネーにおける加盟店契約を締結していただきます。

※電子マネー加盟店とは、電子マネーを利用できるように読取端末機器などを設置し、東京都交通局と加盟店契約を結んだ機器のことをいいます。

イ) 電子マネー対応機設置及び使用のための費用（通信費等）は全て御負担いただきます。

ウ) 加盟店手数料として、営業料とは別に、電子マネーでの売上金額（税込）の3%を交通局にお支払いいただきます。

エ) 設置に際し、PASMO電子マネーの加盟店契約は最優先にて行って頂きますが、読取端末機器の手配が自動販売機本体の設置に間に合わない場合は、自動販売機本体の設置を優先して下さい。

(6) その他費用

機器の設置に伴い、鉄道施設及び設備の新增設や支障物移設等の工事が発生する場合は、別途費用を負担していただくことがあります。

4 設置に係る条件等

(1) 構内供用時間

始発から終電まで

(2) 管理・運営責任

設置者は、設置者の責任において、自動販売機への製品補充、衛生管理、機械の保守修理、販売箇所周辺の整理整頓、使用済み容器・ゴミの回収、故障等に伴うお客様からの問い合わせや苦情等への対応、売上金の回収及び報告等の業務を行うこととします。

(3) 転倒防止

設置の際は、自動販売機本体を床、柱、壁面に固定する等、適切な転倒防止措置を講じることとします。

(4) 設置の制限

ア) 設置者は、設置する自動販売機を受託業務以外の用に供することはできません。

イ) 設置者は、自動販売機設置の権利を、第三者に転貸等の行為をすることはできません。

ウ) 設置者は、自動販売機本体に、第三者の広告を掲示することはできません。

エ) 設置者は、自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの設置スペース以外のスペースを使用することはできません。

オ) 設置者は、自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置について、交通局及び協力会より特別の指示があった場合には従うこととします。

(5) 自動販売機・商品の搬入、清掃、メンテナンス等

ア) 自動販売機の搬入は、原則として駅の営業時間外（終電から始発まで）とします。

イ) 商品の補充、清掃・メンテナンス等は、駅の営業時間内（始発から終電まで）とします。

ウ) 搬入に伴う駐車場は、設置者で用意するものとします。

(6) 撤退時は設置スペースを原状に回復することを原則とし、その方法について設置者は、協力会及び交通局と協議することとします。

(7) 撤退時に、当該機についてのPASMO電子マネーにおける加盟店契約は、解除します。

(8) 損害賠償については、以下のとおりとします。

ア) 設置者は、財産の使用にあたり協力会や交通局又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。

イ) 駅構内において、停電・断水などの設備停止を伴うような工事や事故が発生し、設置者に損害が生じた場合、協力会及び交通局は一切の補償をしません。

ウ) 各種の許認可関係など協力会及び交通局以外の第三者により、設置が不可能となった場合であって

も、協力会及び交通局は、設置者に一切の補償をしません。

5 鉄道事業の優先

- (1) 交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検、サービス向上のための工事、駅躯体の漏水工事、又はこれらに伴う停電・断水作業に、設置者は協力することとします。
※保守点検に伴う駅停電は、月1~2回程度あります。
- (2) 鉄道施設の改修及び維持のため、設置した自動販売機を移設又は撤去する必要がある場合は、交通局及び協力会の指示に従ってください。
- (3) 自動販売機の設置場所が、交通局の事業上必要となる場合は、協力会は設置者との業務委託契約を解除し、使用財産を交通局に返還します。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)に伴い、設置者財産物の移設・撤去・復旧等が生じた場合でも、これに要する費用は設置者が負担することとします。
- (5) 交通局及び管轄警察等からの依頼により、鉄道事業の安全を確保するため、自動販売機営業の中止をお願いする場合があります。この場合も一切の補償はいたしません。

第3 応募手続き

1 応募書類の受付

- (1) 提出書類
設置申込書（様式1~4）を提出してください。
- (2) 応募書類の受付期間
2025年8月18日（月曜日）必着
- (3) 応募書類の提出先
下記第5の応募書類郵送先に郵送してください。
※ 直接持参やFAX、メール等による応募書類の受付はいたしません。
※ 郵送物の送達確認は、下記第5の問い合わせ先にて電話で受け付けます。
※ 応募事業者書類の送達確認以外の内容は回答できませんので予め御了承ください。

2 提案内容

下記提案を含めた提出書類及び所用部数は、別紙2を参照してください。

(1) 営業料（歩合営業料及び固定営業料の提案）

ア) 歩合営業料

下表以上率で、月額売上に対する歩率（%）を提案してください。

歩合営業料（税抜）	月額売上×歩率（25%以上）
-----------	----------------

イ) 固定営業料

下表以上額で、固定営業料を提案してください。

固定営業料（税抜）	月額 20,000円以上/1台
-----------	-----------------

(2) 提案した営業料の算定根拠（売上見込額）

年間売上見込額 2026年度（2026.4~2027.3）、2027年度（2027.4~2028.3）、2028年度（2028.4~2029.3）を提案してください。

注) 営業料算定の考え方

毎月の営業料は、「月の売上（税抜）×歩率+消費税」とします。ただし、月の売上が売上分界額を超えない場合は、「固定営業料（税抜）+消費税」とします。

（参考例）

売上分界額	提案固定営業料 20,000 円、提案歩率 25%の場合
	20,000 円 ÷ 25% = 「80,000 円」となります。
ご請求額	月の売上（税抜）が売上分界額に満たない場合
	固定営業料「20,000 円＋消費税」
	月の売上（税抜）が売上分界額を超える場合
	「月の売上（税抜）×歩率＋消費税」

詳しくは、様式2を参照してください。

(3) その他

特記事項があれば記載してください。

3 注意事項

- (1) 応募書類の提出にあたっては、期日を厳守してください。受付期間後の応募書類受付はできません。
- (2) 協力は提出された書類の返却はいたしません
- (3) 応募にかかる一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 協会及び交通局は、公平で厳正な審査を確保するため、本審査にかかる問合わせには一切応じません。

第4 設置者の決定

1 審査及び決定

設置者の決定は、応募者から提案された内容について総合的に審査したうえで行います。また、応募者からの提案の内容について、必要に応じてヒアリング等を行います。

2 応募者への通知

採用・不採用については、応募者全員に文書にて通知します。

3 設置者の決定を取り消す場合

以下の(1)～(4)の理由のいずれかに該当したときは決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかったとき。
- (2) 設置者の決定から業務委託契約の手続きの間に、設置者について資金事情の変化等により自動販売機によるアイスクリーム類及び氷菓の自動販売の履行ができないとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等を行なったとき。
- (4) 本要項における「応募資格」に抵触していることが判明したとき。

なお、設置者としての決定を取り消した場合、次点の者を繰り上げて決定者とする場合があります。

4 設置者決定後に設置者の意向により辞退した場合

辞退決定後、審査により決定した次点以下の者と協議します。

5 決定後の手続き

- (1) 設置者は決定後、速やかに設置に関する手続きを行うこととします。
- (2) 設置者は、協会と業務委託契約を締結することとします。

第5 問い合わせ及び応募書類提出先

名称：一般財団法人東京都営交通協会 コマース本部 構内営業部 公募担当
 所在地：〒136-0072 東京都江東区大島5-10-10 セントラルプラザ大島2階
 連絡先：TEL：03-5609-2337 FAX：03-5609-2506 Mail：merci_kobo@tkk.or.jp

以上